

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社内外のステークホルダーに対して経営の透明性とチェック機能を高めるため、絶えず経営管理制度、組織及び仕組みの見直しと改善に努め、経営環境の厳しい変化に迅速かつ的確に対応すると共に、公明正大な経営を構築し維持していくことを重要な課題とし、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-4 株主総会における電子投票制度・議決権電子行使プラットフォームの採用、招集通知の英訳]

当社は、機関投資家や海外投資家の比率が低いため、議決権の電子行使や招集通知の英訳化は行っておりませんが、今後の株主構成等を勘案し、必要に応じて検討します。

[補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務]

当社における役員報酬は、基本報酬と賞与で構成されており、その総枠は過去の株主総会で決議しております。また、ストックオプション制度は導入しておりません。今後、持続的な成長に向けての、中長期的な業績と連動するインセンティブの必要性について検討してまいります。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、独立社外取締役について、当社の事業内容を理解し、業務執行者から独立した立場で業務執行者を適切に監督するという責務を果たしていただくことが当社のコーポレートガバナンス上で重要であると認識しております。当該責務を果たして頂く観点から、独立社外取締役の選任に当っては、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しており、そのような資質を持つ独立社外取締役を選任しております。

また、複数の独立社外取締役選任につきましては、現在のところ適任者を探しており、見つかり次第選任してまいります。

なお、3分の1以上の独立社外取締役については必要と考えておりません。

[補充原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用]

独立社外取締役が複数となった時点で検討します。

[補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用]

独立社外取締役が複数となった時点で検討します。

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

取締役会全体の実効性評価については、今夏、社内外の取締役、監査役を対象としたアンケートを実施し、その内容に基づき実効性の分析、評価を行う予定としております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

[原則1-4 いわゆる政策保有株式]

政策保有に関する方針

原則的に上場株式を保有しない方針です。但し、業務提携その他経営上の合理的な理由から保有する場合には、取締役会において目的に応じた保有であることを定期的に確認致します。

政策保有に係わる議決権の行使についての基準

上場株式を保有しない方針のため、基準は設けておりませんが、合理的な理由から保有した場合は、政策保有株式に係わる議決権行使につきましては個別に判断致します。対象企業の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうか等を総合的に判断致します。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、関連当事者間で取引を行う場合は、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規程に定めております。また、開示対象となる取引がある場合は、事業報告及び有価証券報告書で開示を行います。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 当社の目指すところ(経営理念等)や経営方針・中期戦略は、ホームページ上に公開しております。

<http://www.tabio.com/jp/corporate/company/>

また、決算短信を通じて株主の皆さまを含めて広く一般に公開し、その共有に努めております。

(2) 当社は、社内外のステークホルダーに対して経営の透明性とチェック機能を高めるため、絶えず経営管理制度、組織及び仕組みの見直しと改善に努め、経営環境の厳しい変化に迅速かつ的確に対応すると共に、公明正大な経営を構築し維持していくことを重要な課題とし、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

(3) 取締役の報酬等の算定方法は、株主総会で決議された報酬の枠内で、会社業績と本人の職務執行状況に連動することとし、個々の具体的な金額は、取締役会が代表取締役に委任し、代表取締役が「役員報酬に関する内規」に従い決定しております。

(4) 当社の取締役・監査役候補の指名に関しては、経営、商品、営業、店舗開発、店舗運営、マーケティング、財務、総務等の各分野において専門知識と豊富な経験を有した者で、取締役会又は監査役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立するよう総合的に検討する方針となっております。指名及び選任に当たっては、取締役会が上記方針に沿って決議する手続きとなっております。また監査役については監査役会の同意を得て決議しております。

(5) 社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を記載しております。

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

当社では、取締役会規程および取締役会付議基準を定め、法令に準拠して取締役会で審議する事項を定めております。また、当社は「職務権限規程」及び「稟議規程」等の社内規程を定め、経営会議及び経営陣に委ねる範囲を明確にしております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社の社外取締役については、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に則るとともに、当社の経営課題について積極的に提案や意見を表明することができる人物を候補者に選定しております。

[補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方]

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等及び規模に関し、取締役に経営、商品、営業、店舗開発、店舗運営、マーケティング、財務、総務等の各分野において専門知識と豊富な経験を有した者を選任する方針であり、社外取締役には会計、税務、コンプライアンスに精通した者を選任する方針で、取締役会のバランス及び多様性について考え方を定め、十分に配慮するようにしております。

また、手続きに関しては3-1-4で示したように開示しております。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況]

社外取締役、社外監査役の兼任状況は、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役を兼任しておりますが、兼任社数は合理的な範囲と考えております。また、他社での兼任状況は、株主総会招集通知、コーポレートガバナンスに関する報告書を通じ、毎年開示を行っております。

取締役・常勤監査役は他の上場会社との兼任もなく、業務に常時専念できる体制となっております。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

取締役・監査役については、会社法及び時勢に適した内容で第三者機関による講習会を定期的の実施し、また社外講習会や交流会に参加する機会を設け、取締役として必要な知識の習得及び取締役・監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

[補充原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、株主や投資家からの面談の申込には合理的な範囲で応じるようにしております。また、当社では、IRの重要性に鑑み、IR担当取締役及びIR担当者を選任しております。株主や投資家に対しては、代表取締役が出席する決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、個別面談等を実施する方針を取締役会で承認されております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社越智産業	2,478,000	36.37
エム・エス・エヌ株式会社	1,075,900	15.79
タビオ取引先持株会	205,584	3.02
越智直正	200,000	2.94
越智勝寛	200,000	2.94
石坂とし之	120,000	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	88,100	1.29
今井正孝	70,000	1.03
兼古麻里	50,500	0.74
兼古里香	50,500	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	2 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大武 健一郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大武 健一郎	○	(NPO法人) ベトナム簿記普及推進協議会 理事長 株式会社シイエム・シイ 社外取締役 株式会社キリン堂ホールディングス 社外取締役	財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門知識を有しており、当社の経営に活かされることを期待し、当社社外取締役に選任したものであります。なお、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目に該当するものではありません。したがって、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	5名
監査役の実数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会社（従業員）の不正防止や内部牽制等、内部管理体制について監視する内部監査室（3名）は、監査役と連携して定期的に内部監査を実施しております。さらに、監査役は適宜、会計監査人による監査に立ち会うと共に、必要に応じて会計監査人と情報交換や意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の実任状況	実任している
社外監査役の実数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
林 裕之	弁護士													
高山 和則	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 裕之	○	太田・柴田・林法律事務所 パートナー 弁護士	企業法務分野に精通した弁護士としての知識と経験によって、客観的かつ中立的な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断して、当社社外監査役に選任したものであります。 なお、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目に該当するものではありません。したがって、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。

高山 和則	○	高山公認会計士事務所 所長 A & Fコンサルティング株式会社 代表 取締役 サンヨーホームズ株式会社 取締役 (監査等委員)	幅広い見識と専門性を生かし、経営に対する客観的、長期的観点から提言及び助言を受けるとともに、監査体制を強化するため、会計監査の専門家として当社社外監査役に選任したものであります。 なお、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目に該当するものではありません。したがって、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
-------	---	--	---

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社における役員報酬は、基本報酬と賞与で構成されており、その総枠は過去の株主総会で決議しております。また、ストックオプション制度は導入しておりません。今後、持続的な成長に向けての、中長期的な業績と連動するインセンティブの必要性について検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役 (8名) に対する報酬	131百万円
監査役 (1名) に対する報酬	10百万円
社外役員 (3名) に対する報酬	7百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の算定方法は、株主総会で決議された報酬の枠内で、会社業績と本人の職務執行状況に連動することとし、個々の具体的な金額は代表取締役が「役員報酬に関する内規」に従い決定しております。

監査役の報酬等の算定方法は、株主総会で決議された報酬の枠内で一定の基準に基づき、個々の具体的な金額は監査役の協議で決定しております。

[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役への情報伝達手段については、常勤監査役及び総務部が窓口となり、取締役会の開催日時の連絡及び出欠の確認等、必要に応じて連絡を取り合っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の「取締役会」は、6名 (うち社外取締役1名) の取締役で構成され、最高経営戦略決定機関であると共に、取締役の職務執行及び従業員の業務監督機関として位置付け、取締役、監査役が出席のもと、原則として毎月1回第2火曜日に開催しており、経営上の重要課題を検討して迅速

な意思決定を行っております。また原則として毎週火曜日に、取締役、監査役及び執行役員と必要に応じて各部署責任者が出席する「経営会議」を開き、「取締役会」の補完的な役割を果たすと共に、迅速な経営判断を必要とする重要課題の検討及び意思決定を行っております。

当社の監査役監査につきましては、監査役制度を採用しており、監査体制は、監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）となっております。監査役は、「取締役会」のみならず重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監督できる体制にあります。また、社外監査役2名は、それぞれ会計や法律に精通しており、客観的かつ専門的な見地から業務執行の状況や会社のコンプライアンスの問題を監視しております。

会計監査につきましては、「PwCあらた有限責任監査法人」と会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。監査業務を執行した公認会計士は、指定社員 業務執行社員である加藤真美氏及び中谷聡子氏であり、継続監査年数については、7年以内であります。また監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士6名、その他27名であります。

その他、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、常勤監査役1名の他、社外監査役2名を選任し、会計や法律等の専門知識を生かした客観的な見地から監査を行うことにより、取締役の職務執行を監督できる体制にある他、内部監査室による内部監査が適正に実施される体制にあります。よって現時点においては、経営の客観性、公正性、透明性の確保が図れ、監視機能が十分に機能する体制が整っていると判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主様に株主総会での報告事項、決議事項のご理解を深めて頂くこと、円滑な株主総会の運営を図るために、事業報告等の内容をビジュアル化し、ナレーションによる説明も実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算に関わる説明会を実施しており、毎期10月、4月に大阪、東京において開催しております。説明者は、代表取締役会長、代表取締役社長及び取締役財務部長の3名で、説明内容は、当期業績及び次期計画、当期総括及び次期経営戦略等となっております。参加者の属性は、機関投資家、アナリスト、証券営業担当者となっており、参加人数は、東京で30名前後、大阪で10名前後となっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社の企業サイトは「 http://www.tabio.com/jp/corporate 」であります。企業サイト内の「COMPANY」において「投資家情報」の項目を設けており、その中で「月次情報」、「決算短信」等の資料の開示を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRについては、経営企画室で対応しており、取締役財務部長が情報開示の責任を担っております。また、経営企画室において、IR事務連絡責任者を置き、常時2名体制でIR活動に取り組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は就業規則、コンプライアンス規程、内部者取引管理規程、内部統制規程等の社内規程を設けることにより法令の遵守を心掛け、お客様、株主、取引先、従業員等それぞれのステークホルダーの視点に立った内容を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全てのステークホルダーの皆様に当社の状況を正しく理解して頂くことを目的として、金融商品取引法等の関係法令、上場金融商品取引所の定める適時開示規則を遵守するとともに、当社を理解して頂く上で有用な情報についても、プレスリリースやホームページ等への掲載を通じて適時・適切な開示に努めることを基本方針としております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして次の事項を定めております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの全役職員が、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するため、コンプライアンス規程を定めるとともに、研修を充実させる。
- (2) 社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、各部署からの情報収集や議論、情報発信を通じて、当社グループの全役職員のコンプライアンス意識を高めるとともに内部監査室は業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視し、コンプライアンス体制の推進を図る。

2. 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・経営会議会議録・稟議書など取締役の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び社内規程に基づき適切に保存するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体のリスク管理を重要な経営管理の一つであると位置付けており、その有効性と適切性を維持するべく経営危機管理規程を定めるとともに、社長を本部長とした「危機管理委員会」により、万一発生した危機において、拡大防止・損失の低減・事態の鎮静を第一義的に迅速かつ的確な組織的対応を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 原則として毎月1回第2火曜日に開催する定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- (2) 原則として毎週火曜日に取締役・執行役員と必要に応じて各部署責任者による経営会議を開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
- (3) 取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する担当部署を置き、子会社の取締役の執行を監視・監督する。
- (2) 子会社の営業成績、財務状況及び経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会又は経営会議に報告し、承認を得て行うこととする。
- (3) 定期的に子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役の要請により、必要ある場合には職務を補助する専任の使用人を配置するものとし、その使用人の選任及び解任に関しては、監査役の同意を得て行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の業務指示は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動・人事考課・懲戒については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- (2) 監査役は独立性をもって各部署に赴き、業務の状況の確認やヒアリングをすることができる。
- (3) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会・経営会議・その他重要会議に出席するとともに、書類の閲覧や質問を行うことができる。
- (2) 監査役は、各部署の会議その他あらゆる場面に出席することができる。
- (3) 監査役は、内部監査室や監査法人と連携し、効率的な監査を行う。
- (4) 監査役は、その職務の執行に必要なと認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家を利用することができ、当社はその費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固拒否することを基本的な考えとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、総務部を対応部署としており、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それら勢力からの不当な要求を受けた場合に備え、平素から所轄警察署・企業防衛連合協議会・顧問弁護士等外部の専門機関との連携を築き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行う。

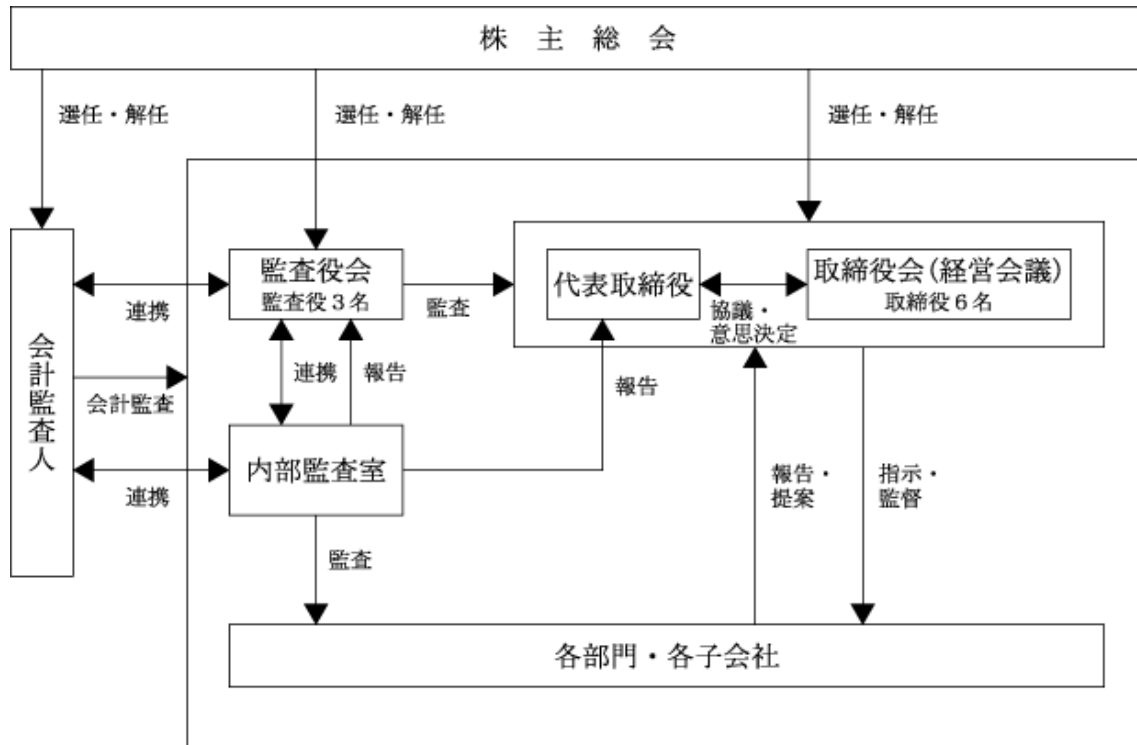
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適 時 開 示 体 制 概 要 書

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、株主・投資家の投資判断に影響を与える決定事実・発生事実・決算情報を、情報取扱責任者が一元的に把握、管理し、下記のとおり社内体制を整備することによって適時開示情報の取扱いを行っております。

1. 発生事実及び決定事実については、各部門の管理責任者及び各子会社がこれを確認し、情報取扱責任者に報告します。この情報を受けて情報取扱責任者が中心となり、取締役会に付議・報告又は代表取締役に報告の上、取締役会の協議・承認又は代表取締役の承認を経て、適時開示を行うこととなっております。
2. 決算情報の報告については、情報取扱責任者自らがこれを確認し、取締役会に報告の上、取締役会及び代表取締役の協議・承認を経て、適時開示を行うこととなっております。

